

令和8（2026）年度実施

川崎市立学校教員採用候補者選考試験（秋期選考）

受 験 案 内

受 付 期 間 令和8(2026)年8月25日（火）～ 9月24日（木）13時
(電子申請のみ)

第1次試験 試 験 日 令和8(2026)年10月17日（土）
(6ページ参照) 試験会場 川崎会場：川崎市役所ほか
大阪会場：大和大学

第2次試験 実技試験 令和8（2026）年11月8日（日）（一部の教科のみ実施）
(8ページ参照) 面接試験 10月31日（土）、11月1日（日）
11月8日（日）、11月14日（土）、11月15（日）
のうち1日

この選考試験は、令和9（2027）年度又は令和10（2028）年度に川崎市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教員として採用する候補者を決定するために実施するものです。
(神奈川県、横浜市及び相模原市の採用試験とは異なります。)

川崎市教育委員会

1 募集対象・募集人員

(1) 令和9（2027）年度採用予定者

【一般選考・特別選考】

校 種 等	募集人員・教科		備 考
小学校	50名程度		原則として小学校に配置されます。その際、特別支援学級等を担当する場合があります。
中学校・高等学校	65名程度	国語 5名程度 数学 10名程度 理科 10名程度 音楽 5名程度 美術 5名程度 技術 5名程度 家庭 5名程度 英語 20名程度 ※「社会」、「保健体育」の募集は行いません。	原則として中学校に配置されます。その際、特別支援学級等を担当する場合があります。 数学、理科、音楽、美術、家庭、英語の合格者は、小学校に配置され専科指導を担当する場合があります。 合格者のうち、特別支援学校教諭免許状を有する者は、特別支援学校に配置される場合があります。 高等学校の教諭は、「中学校・高等学校」として含めて募集します。
特別支援学校	5名		原則として特別支援学校に配置されます。小学校又は中学校に配置され特別支援学級等を担当する場合があります。 ※

※特別支援学校に配置された場合、原則として2校目の異動で小学校及び中学校に配置され、特別支援学級等を担当した後、3校目の異動で特別支援学校に配置されます。

【主幹教諭・総括教諭選考】

校種	教科	募集人員	備考
小学校		10名程度	原則として受験した校種に総括教諭として配置されます。
中学校・高等学校	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語		
特別支援学校			

(2) 令和10（2028）年度採用予定者【大学3年等早期選考でのみ募集】

校種	募集人員	備考
小学校	50名程度	原則として小学校に配置されます。その際、特別支援学級等を担当する場合があります。

2 受験資格

次の（１）から（４）までの条件をすべて満たす人が、受験できます。

（１）昭和４０年４月２日以降に生まれた人

（大学３年生等早期選考は、昭和４１年４月２日以降に生まれた人）

（２）校種・教科ごとに次の免許状を有する人又は令和９（２０２７）年３月３１日までに取得見込の人

（大学３年生等早期選考は、小学校教諭普通免許状を有する人又は令和１０（２０２８）年３月３１日までに取得見込の人）

校種・教科	免許状
小学校	小学校教諭普通免許状
中学校・高等学校 (高等学校の教諭は「中学校・高等学校」として含めて募集します。)	【中学校希望者】 受験する教科の中学校教諭普通免許状 【高等学校希望者】 受験する教科の中学校教諭普通免許状及び高等学校教諭普通免許状 ※ 高等学校教諭普通免許状だけでは受験できません。
特別支援学校	次の①、②の免許状の両方 ①特別支援学校教諭普通免許状（視覚障害者教育領域のみの免許状を除く）又は聾学校若しくは養護学校教諭普通免許状 ②小学校教諭普通免許状又は中学校教諭普通免許状

（３）地方公務員法第１６条及び学校教育法第９条による欠格事項に該当しない人

※ 第２次試験の合格者で、本市での採用を希望した者を対象に欠格事由照会を実施し、受験資格を確認します。その結果、受験資格がないことが判明した場合は、合格は無効となります。

地方公務員法第１６条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法第９条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- (4) 令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者でない人

※ 第2次試験の合格者で、本市での採用を希望した者を対象に事実確認を実施し、受験資格を確認します。その結果、受験資格がないことが判明した場合は、合格は無効となります。

3 選考区分

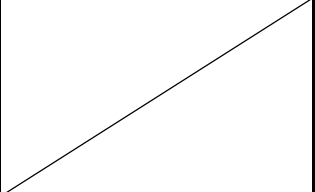
(1) 一般選考

2の受験資格を満たす人を対象とします。

(2) 特別選考

2の受験資格と特別選考ごとに定める以下の条件の両方を満たす人を対象とします。

選考区分	対象者（条件）	必要書類
特別選考A 【教員経験者・社会人経験者等特別選考】	【正規教員経験者】 国公立学校又は私立学校において正規教員として、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に、通算1年以上勤務した経験（休職・育児休業等の期間を除く）を有し、必要とする職歴証明書を提出できる人 ※ 必要な勤務経験 【小学校の受験者】 ⇒「小学校」、「特別支援学校小学部」「義務教育学校前期課程」における勤務経験（養護教諭及び栄養教諭を除く） 【中学校・高等学校の受験者】 ⇒「中学校」、「義務教育学校後期課程」、「高等学校」、「中等教育学校」、「高等専門学校」、「特別支援学校中学部又は高等部」における勤務経験（養護教諭及び栄養教諭を除く） 【特別支援学校の受験者】 ⇒「小学校」、「中学校」、「義務教育学校前期又は後期課程」、「高等学校」、「中等教育学校」、「高等専門学校」、「特別支援学校」における勤務経験（養護教諭及び栄養教諭を除く）	任命権者の証明を受けた職歴証明書を第2次試験合格後、指定された日に提出
	【臨時的任用職員・非常勤講師・一般任期付教員等経験者】 ア 臨時的任用職員・非常勤講師 川崎市立学校において休業代替任期付職員、臨時的任用職員又は非常勤講師（週20時間以上）として、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に通算1年以上勤務した経験を有する人 ※ 必要な勤務経験 【小学校、中学校・高等学校、特別支援学校の受験者】 ⇒「小学校」「中学校」「高等学校」「特別支援学校」における勤務経験 イ 一般任期付教員 川崎市立学校において一般任期付教員として、令和8年9月24日（申込締め切り時）現在勤務している人、又は令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に通算1年以上勤務した経験を有する人 ウ 期限付教員 令和4年12月、令和7年12月に実施した、川崎市立学校一般任期付教員・期限付教員採用候補者選考、又は令和5年12月に実施した、川崎市立学校一般任期付教員採用候補者選考に期限付	

	教員として合格し、令和8年9月24日（申込締め切り時）現在、川崎市立学校において休業代替任期付職員又は臨時的任用職員として勤務している人、又は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に通算1年以上勤務した経験を有する人 エ 育児休業代替任期付教員 令和7年2月に実施した、川崎市立学校育児休業代替任期付教員採用候補者選考に合格し、令和8年9月24日（申込締め切り時）現在、川崎市立学校において育児休業代替任期付教員として勤務している人 ※ イ～エは、勤務している校種・教科と受験する校種・教科が同一である必要はありません。 オ 川崎市立学校以外の臨時的任用職員・非常勤講師 川崎市立学校以外の国公立学校又は私立学校において休業代替任期付職員、臨時的任用職員又は非常勤講師（週20時間以上）等として、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に通算3年以上勤務した経験を有し、必要とする職歴証明を提出できる人 ※ 必要な勤務経験は「正規教員経験者」と同じ	オ 任命権者の証明を受けた職歴証明書を第2次試験合格後、指定された日に提出
特別選考A 【教員経験者・社会人経験者等特別選考】の続き	【社会人・青年海外協力隊員等経験者・資格取得者】 カ 社会人 民間企業又は官公庁等において常勤の職※（国公立学校及び私立学校の正規教員経験を除く）として、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に通算1年以上勤務した経験（休職期間等勤務の実態がない期間を除く）を有し、必要とする職歴証明書を提出できる人 キ 青年海外協力隊員等経験者 独立行政法人国際協力機構法（廃止前の国際協力事業団法の規定に基づく派遣を含む）に基づく青年海外協力隊員又は日系社会青年ボランティアとして、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に継続して1年以上の派遣実績（派遣期間）を有し、派遣の証明書を提出できる人 ク 資格取得者 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、公認心理師、臨床心理士、保健師、助産師又は看護師のいずれかの資格を有し、その資格に基づく常勤の職※として、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に通算1年以上勤務した経験（休職期間等勤務の実態がない期間を除く）を有し、必要とする職歴証明書を提出できる人 ※ 常勤の職とは正規職員と同等の勤務形態である場合を指します。アルバイト・パートタイムは該当しません。	カ 任命権者の証明を受けた職歴証明書を第2次試験合格後、指定された日に提出 キ 独立行政法人国際協力機構が発行する証明書を第2次試験合格後、指定された日に提出 ク 受験に必要な資格を証明する書類及び任命権者の証明を受けた職歴証明書を第2次試験合格後、指定された日に提出
特別選考B 【市外現職正規教員特別選考】	令和9年3月31日時点で、市外の国公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における正規教員として継続して3年以上勤務（休職・育児休業等の期間を除く）しており、必要とする職歴証明書を提出できる人	任命権者の証明を受けた職歴証明書を第2次試験合格後、指定された日に提出
特別選考C 【川崎市立学校正規教員経験者特別選考】 （ジョブ・リターン制度）	川崎市立学校において、平成23年4月1日以降で通算3年以上（休職・育児休業等の期間を除く）、正規教員として勤務し、令和8年4月1日現在、川崎市立学校の正規教員として在職していない人 ※ 勤務していた校種・教科で受験する人に限ります。	

※ 私立学校とは、学校法人の設置する学校をいいます。（学校教育法第2条第2項）

※ 勤務経験期間の算出方法

勤務経験の期間は月単位で通算します。任用開始月又は終了月の期間は、それらが月の途中であったとしてもそれぞれ1月の経験とします。ただし、1つの任用が終了し、同一月内に次の任用が開始される場合、あとの在職期間に当該月は算入できません。

※ 特別選考Aア、イ、ウ、エの条件の詳細について

- 休業代替任期付職員とは、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校で教員として、次の事由により正規職員と同一の勤務時間で期限付任用される職員です。
 - ・育児休業に伴う任用（地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項）
 - ・配偶者同行休業に伴う任用（地方公務員法第26条の6第1項）
- 臨時的任用職員とは、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校で教員として、次の事由により正規職員と同一の勤務時間で期限付任用される職員です。
 - ・正規職員に欠員が生じた場合等の任用（地方公務員法第22条の3）
 - ・産休に伴う任用（女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第3条第1項）
 - ・育児休業に伴う任用（地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項）
- 非常勤講師とは、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校で、専科や少人数指導等を担当するために非常勤で任用される職員（会計年度任用職員）です。特別選考Aでは、週20時間以上（複数校勤務を含む。）勤務した者としてします。
- 一般任期付教員とは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条に基づき、川崎市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校で教員として、あらかじめ任期を定めて採用される教員です。
- 期限付教員とは、令和4年12月、令和7年12月に実施した、川崎市立学校一般任期付教員・期限付教員採用候補者選考、又は令和5年12月に実施した、川崎市立学校一般任期付教員採用候補者選考に期限付教員として合格し、川崎市立学校において、上記の休業代替任期付職員又は臨時的任用職員として勤務している人です。
- 育児休業代替任期付教員とは、令和7年2月に実施した、川崎市立学校育児休業代替任期付教員採用候補者選考に合格し、川崎市立学校において育児休業代替任期付教員又は臨時的任用職員として勤務している人です。

(3) 大学3年生等早期選考

大学3年生等が受験できる選考区分となります。

大学3年生等とは、大学、大学院、短期大学、専門学校等において、令和9年度に卒業（修了）する学年に在籍する人を指します。（いずれの学校にも所属していない科目等履修生等は含まれません）

(4) 主幹教諭・総括教諭選考

受験対象者は、2の受験資格と以下の要件を全て満たす人

①令和9年3月31日時点で、市外の国公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において主幹教諭又は総括教諭として継続して1年以上勤務しており（休職・育児休業等の期間を除く）、必要とする職務証明書^{*}を提出できる人

②令和9年3月31日現在、満37歳以上の人（平成2年4月1日までに出生した人）

合格者は、「総括教諭（3級職）」として任用します。

※第2次試験合格後、任命権者の証明を受けた職歴証明書を指定された日に提出が必要になります。

【注意事項】

いずれの選考区分においても、申込時は、受験資格の詳細な確認を行いません。資格要件を欠いていることが判明した時点で失格もしくは採用を取り消す場合がありますので、内容をよく確認して申込をしてください。

4 試験日、会場、試験内容及び結果通知

(1) **第1次試験**（一般選考、特別選考A、大学3年生等早期選考のみ実施）

ア 試験日

令和8（2026）年10月17日（土）

イ 試験会場（予定）

《川崎会場》

- ・川崎市役所南庁舎（川崎市川崎区東田町5番地4）
- ・川崎市役所本庁舎（川崎市川崎区宮本町1番地）
- ・川崎市立川崎高等学校及び川崎市立川崎高等学校附属中学校（川崎市川崎区中島3-3-1）

※神奈川県立川崎高等学校とは異なります。

《大阪会場》

- ・大和大学（大阪府吹田市片山町2-5-1）

※出願時に、希望する受験会場を選択してください。なお、出願後に希望した会場の変更はできません。

ウ 選考区分ごとの試験項目 (○が付いている試験項目を受験)

選考区分	試験項目	一般教養・ 教職専門	教科専門	小論文A	小論文B (第2次試験扱い)
一般選考 (小学校)	○ (マークシート)	—	—	—	○
一般選考 (中学校・高等学校、特別支援学校)	○ (マークシート)	○ (小論文)	—	—	○
特別選考A (小学校)	—	—	○	—	○
特別選考A (中学校・高等学校、特別支援学校)	—	○ (小論文)	○	—	○
特別選考B	—	—	—	—	—
特別選考C	—	—	—	—	—
大学3年生等早期選考	○ (マークシート)	—	—	—	○
主幹教諭・総括教諭選考	—	—	—	—	—

※ 小論文Bは、第2次試験の扱いとなりますが、第1次試験の受験者全員に実施します。

エ 試験内容

試 験 の 種 類		試 験 の 内 容	
筆記試験 (マークシート)	一般教養・教職専門試験 (60分)	人文・社会・自然科学等に関する一般教養試験 教育原理・教育心理・教育関係法規等に関する教職専門試験	
論文試験	教科専門試験 (60分)	中学校・高等学校	600字以内の論述
		特別支援学校	
	小論文A (60分)	600字以内の論述	
論文試験 (第2次試験扱い)	小論文B (60分)	600字以内の論述 ※ 第2次試験の扱いとなりますが、第1次試験の受験者全員 に実施し、第1次試験の合格者のみ採点します。	

オ 第1次試験の結果通知

合否の結果は、10月30日(金)(予定)に、第1次試験受験者全員に通知します。また、「川崎市立学校教員採用候補者選考試験」のホームページに、通知発送の日から1週間程度、第1次試験合格者の受験番号を掲載します。

(2) 第2次試験

第2次試験は第1次試験の合格者について次のとおり実施します。試験日、試験会場等の詳細は結果とともに通知します。

ア 試験日

(ア) 実技試験 11月8日(日)

(イ) 面接試験

a 一般選考、特別選考A及び大学3年生等早期選考

11月8日(日)、11月14日(土)、11月15日(日)のうち1日

b 特別選考B、特別選考C及び主幹教諭・総括教諭選考

10月31日(土)、11月1日(日)のうち1日

※ 面接試験は、諸事情により、日程、期間等が変更となる場合があります。

※ 指定された日以外での受験はできません。

イ 試験会場(予定)

(ア) 実技試験

川崎市総合教育センター(川崎市高津区溝口6-9-3)

(イ) 面接試験

川崎市役所南庁舎(川崎市川崎区東田町5番地4)

ウ 選考区分・校種・教科ごとの試験項目 (○が付いている試験項目を受験)

試験項目 選考区分・校種等・教科			実技試験	場面指導	集団討論	個人面接	小論文B (第1次試験日に実施)	主幹教諭・ 総括教諭選考 小論文
一般選考 特別選考A	小学校		—	○	—	○	○	—
	中学校・ 高等学校	国語、数学、 理科、技術、家庭	—	○	—	○	○	—
		音楽、美術、英語	○	○	—	○	○	—
	特別支援学校		—	○	—	○	○	—
特別選考B	小学校 中学校・高等学校		—	○	—	○	—	—
特別選考C	特別支援学校		—	○	—	○	—	—
大学3年生等 早期選考	小学校		—	—	○	○	○	—
主幹教諭・ 総括教諭選考	小学校 中学校・高等学校 特別支援学校		—	○	—	○	—	○

※主幹教諭・総括教諭選考の小論文の内容は600字以内の論述になります。

エ 試験内容
(ア) 実技試験

「中学校・高等学校」の音楽、美術、英語で実施します。

実技試験を実施する校種・教科		実 技 試 験 の 内 容
中 学 校 ・ 高 等 学 校	音 楽	1 新曲視唱及び伴奏付け（初見） 2 ピアノによる伴奏および歌唱（暗譜による弾き歌い） ・次の7曲の中から1曲選択（3番以上ある曲は3番まで） (1)「赤とんぼ」 三木露風 作詞 山田耕筰 作曲 (2)「荒城の月」 土井晩翠 作詞 滝廉太郎 作曲 (3)「早春賦」 吉丸一昌 作詞 中田 章 作曲 (4)「夏の思い出」 江間章子 作詞 中田喜直 作曲 (5)「花の街」 江間章子 作詞 團伊玖磨 作曲 (6)「花」 武島羽衣 作詞 滝廉太郎 作曲 (7)「浜辺の歌」 林 古溪 作詞 成田為三 作曲 3 ピアノ以外の楽器演奏による独奏 ・和楽器、弦楽器、管楽器、打楽器、鍵盤楽器、電子楽器及び世界の諸民族の楽器の中で持ち込み可能な楽器 ・1～2分程度の任意の曲（楽曲の一部でも可） ・楽器の車両での持ち込みは禁止
	美 術	静物淡彩 ・試験会場内で、各個人に複数配布されるモチーフを各自で構成します。 ・構成した静物について、鉛筆と水彩絵の具を用いて描写します。
	英 語	英語によるスピーチ、ディスカッション及び模擬授業 1 英語によるスピーチ ・共通のテーマが与えられ、そのテーマについて、自己紹介を含めたスピーチを行います。 2 スピーチとディスカッション ・テーマが与えられ、そのテーマについて自分の考えを述べた後、そのテーマについて、他の受験者と討論します。 3 模擬授業 ・一人一人にテーマとして言語材料が与えられ、生徒とのやり取りを踏まえた、その言語材料の導入とその後の指導場面の模擬授業を行います。（他の受験者を生徒役として模擬授業を行います） ※ 3 模擬授業の「言語材料」については、第1次試験の時にお知らせします。

(イ) 面接試験

- a 場面指導（大学3年生等早期選考の受験者は実施しない）
 受験者が学級担任の役になり、児童生徒を指導する場面を設定して行います。指導する内容（テーマ）は、受験票交付時にお知らせします。
- b 集団討論（大学3年等早期選考の受験者のみ実施）
 概ね7人～10人程度の受験者を1グループとして実施します。
- c 個人面接

(ウ) 論文試験（主幹教諭・総括教諭選考の受験者のみ実施）

小論文（600字以内の論述）、試験時間は60分で行い、面接試験と同日、同会場で実施する。

オ 第2次試験の結果通知

可否の結果は、12月2日（水）（予定）に、第2次試験受験者全員に通知します。また、「川崎市立学校教員採用候補者選考試験」のホームページに、通知発送の日から1週間程度、第2次試験合格者の受験番号を掲載します。

(3) 試験結果についての情報提供

第1次試験及び第2次試験の不合格者へは、試験結果[ランク等、総合評価得点、試験の種類ごとの得点(換算点)]を選考結果通知に記載してお知らせします。

(4) 注意事項

- ア 試験会場への来場は、公共交通機関を利用してください。
- イ 集合時間に遅刻すると受験できない場合があります。なお、試験開始後の入場は認められませんので、一切受験できなくなります。

5 受験に際して配慮が必要な場合

受験に際して支障が生ずることがないように可能な限り配慮をするほか、障がいの程度に応じて試験内容の一部を変更または免除する場合があります。申請時に希望する配慮の内容を記載してください。

6 採用について

- (1) 第2次試験の合格者は、「令和9(2027)年度川崎市立学校教員採用候補者名簿」に登載し、原則として、令和9(2027)年4月1日に採用します。

また、大学3年生等早期選考の合格者は、「令和10(2028)年度川崎市立学校教員採用候補者名簿」に登載し、原則として、令和10(2028)年4月1日に採用します。

- (2) 令和9(2027)年3月31日(大学3年生等早期選考の合格者は、令和10(2028)年3月31日)までに受験した校種・教科の教諭普通免許状を有しない場合(免許状の有効性が失われている場合を含む)、受験申込等に虚偽の記載をした場合や資格要件を欠いていることが判明した場合、採用するにふさわしくない非違行為等があった場合は、採用しません。

※ 令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。こども性暴力防止法に基づき、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、予め、採用選考過程において、電子申請等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

※ 教員免許更新制度は廃止されましたが、免許状の取得時期や更新の有無等により免許状としての有効性が失われている場合がありますので、特に注意してください。

- (3) 大学院進学又は大学院修学継続による採用延期

採用候補者名簿登載者が、教員としての資質及び能力の向上を目的に大学院への進学又は大学院修学を継続するために、大学院課程修了後の採用を希望する場合は、採用を延期することができます。ただし、採用延期にあたっては、本人が川崎市教育委員会にその旨の申出を行い、承認される必要があります。なお、休学や留年等の本人都合の理由による修学期間の延長は認めません(専修免許状の取得は必須ではありません)。

《採用延期の条件等》

- ア 川崎市への就職を前提としていること。
- イ 受験した校種等・教科に関する教諭普通免許状を、令和9(2027)年3月31日(大学3年生等早期選考の合格者は、令和10(2028)年3月31日)までに取得すること。
- ウ 原則として令和9(2027)年1月末(大学3年生等早期選考の合格者は、令和10(2028)年1月末)までに、進学先に合格すること。
- エ 延長期間は1年を単位として、原則として、標準修学年限が修了するまでとする。
- オ 採用の延期期間中及び標準修学年限内に大学院課程を修了すること。

7 申込手続

電子申請でお申込みください。複数の受験申込をした場合、先に受信した申込のみ有効とします。

申込期間終了後に申込内容の変更はできませんので、必ず申込期間中に、申込内容に誤りがないか確認してください。

また、申込期間終了後に申込みを取り下げた場合は、いかなる理由においても受験することができません。

(1) 電子申請

申込方法	「川崎市立学校教員採用候補者選考試験」のホームページから、「令和8年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験（秋期選考）の実施について」に進んで、申込手続の方法をよく確認してから、<u>ページ内にある「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）」へのリンク</u>から申請手続を行ってください。 ※ 「川崎市ホームページ」から進むには ⇒ 「川崎市教育委員会」⇒ 「相談・手続き・採用・募集」⇒ 「採用・募集情報」⇒ 「川崎市立学校教員採用候補者選考試験」⇒ 「教員採用試験概要・受験申込」⇒ 「令和8年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験（秋期選考）の実施について」 (URL : https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000188130.html) (1) 電子申請の利用者登録 オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）を利用するため利用者登録を行います。 ・利用者登録は、申込受付期間の前でも可能です。 ・登録した「メールアドレス」と「パスワード」は忘れないように控えておいてください。 (緊急連絡で使用する場合がありますので、必ず連絡が取れるメールアドレスを登録してください。) (2) 受験申込 「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）」を利用して、受験申込を行います。 大学3年生等早期選考の受験者は、申込フォームが異なりますので御注意ください。 ・次に、申請手続が完了し、最後に「申込番号」が表示されることを確認し、忘れないように控えておいてください。 ・「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）」による申込後、到達メールが送信されます。1時間経過しても到達メールが届かない場合は、教職員人事課まで電話で御連絡ください。 ※ <u>顔写真(縦4：横3、6か月以内に撮影した、胸から上、背景無地、脱帽、正面向き)のデータ添付が必要となります。</u> ※ 特別選考B、特別選考C及び主幹教諭・総括教諭選考の申込みでは面接カードのデータを添付することができます。(12ページ参照)
受付期間	令和8(2026)年8月25日(火)～令和8(2026)年9月24日(木) 13時 ※ 受付期間終了後の申込みは受理することができませんので注意してください。 ※ 申込締切日はアクセスが集中し、サイトにつながらない、又は表示に時間がかかる等の現象が起こることがありますので、申請手続は期限に余裕をもって行ってください。 ※ 使用するパソコンや通信回線上の障害等のトラブルについては、一切責任を負いません。
受験票	受験票は10月上旬（予定）に「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）」のマイページからダウンロードできるようになります。ダウンロードができるようになりましたら、登録のメールにお知らせします。 受験票を印刷し、試験当日に必ず持参してください。この受験票は第2次試験でも使用します。

(注) インターネットに接続可能なパソコン等で申請してください。

「オンライン手続きかわさき (e-KAWASAKI)」は、入力時間に制限 (60分) があります。あらかじめ、入力項目 (教員免許、履歴) 等を確認してから入力してください。入力の制限時間を超えると強制終了となり、はじめから入力しなおす必要があります。途中保存しておくと、その続きから入力できます。

(2) 面接カードについて

面接カードはホームページからダウンロードして、次の方法で提出してください。

なお、締め切り後の提出はできません。期日までに提出ができなかった場合は受験資格を失いますので御注意ください。

一般選考 特別選考A 大学3年生等早期選考	<u>第1次試験当日に試験会場で提出</u> してください。 ※A4サイズ長辺綴じで <u>両面印刷</u> して記入してください。
特別選考B 特別選考C 主幹教諭・総括教諭選考	<u>PDF形式にして電子申請時</u> に添付してください。 または、原本をレターパックプラス又は書留にて次の送付先まで郵送してください。 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎市教育委員会事務局職員部教職員人事課 送付期限 (紙での送付の場合) <u>令和8(2026)年9月30日(水) (消印有効)</u> ※A4サイズ長辺綴じで <u>両面印刷</u> して記入してください

今年度 (秋期選考) の主な変更点

- 1 「大学3年生等早期選考」を新設しました。
- 2 「主幹教諭・総括教諭選考」を新設しました。
- 3 小学校の受験者に対する筆記試験「教科専門」を廃止しました
- 4 中学校・高等学校の「音楽」、「美術」、「英語」について一般選考及び特別選考Aでの募集を実施します。

※ 「川崎市立学校教員採用候補者選考試験」のホームページにおいて最新情報を随時発信しますので是非御覧ください。また、悪天候等による交通機関の遅延等、選考当日の緊急連絡についても掲載しますので、御覧ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/880/category/12-6-1-0-0-0-0-0-0.html>



問い合わせ先	川崎市教育委員会事務局 職員部 教職員人事課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話(044)200-1904 FAX(044)200-2869 e-mail 88saiyou@city.kawasaki.jp
--------	--